魚津市こどもの権利条例（改正案）

目次

前文

第１章　総則（第1条－第７条）

第２章　人間として大切なこどもの権利（第８条－第12条）

第３章　基本となる施策（第13条－第17条）

第４章　権利の救済（第18条）

第５章　権利の　推進に向けて（第19条－21条）

第６章　雑則（第22条）

附則

（前文）

こどもは、それぞれが一人の人間で、かけがえのない存在であり、未来への希望です。こどもも大人もいのちを大切に生きる仲間です。

こどもは、愛情をもって育てられたいと願っています。

小さなこどもも意志や考えを持っており、こどもの権利はは尊重されるべきものです。

こどもは、まず生きること、最善の利益が確保されること、差別されないこと、自分の意見をはっきり言うことができることなどの国際的な原則の下で、その権利が尊重されています。

こどもは社会的に未熟な存在です。そのため、大人は、こどもが権利について知り、一人一人の発達段階に応じて正しく学習する機会を得ることができるよう導くことが必要です。

こどもは、権利について学習し、自分を大切にし始めるとき、他人を大切にする気持ちと責任を持つことができるようになります。また、自分の権利が尊重されることにより、同じように相手の権利を尊重するようになります。

こどもは、それぞれに思いがあります。大人は、こどもが豊かなこども時代を過ごせるよう、自分らしくすこやかな成長を果たせるよう、また、安全に安心して暮らせるよう導くことが必要です。

こどもは、その権利が尊重される中で、魚津市を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加することができます。

ここに魚津市は、平成元年に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、こどもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、魚津市こどもの権利条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、こどもが人間として生きるために大切な権利、

その権利に係る基本となる市の施策を定めることにより、こどもの権利を尊重し、こどもの権利を保障することを推し進め、こどもの最善の利益を確保することを目的とします。

（言葉の意味）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

（１）　こども　心身の発達の過程にある者をいいます。

（２）　市　市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）及び市議会をいいます。

（３）　保護者　こどもの親又はこどもを現に養育する者をいいます。

（４）　市民　市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で活動する者をいいます。

（５）　学びや育ちの施設　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等の施設その他こどもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

（６）　事業所　市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいいます。

（市の役割）

第３条　市は、こどもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてこどもの権利の保障に努めます。

２　市は、こどもの権利について市民の理解を深めるため広報活動及び啓発活動に努めます。

３　市は、保護者がこどもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援に努めます。

（保護者の役割）

第４条　保護者は、その養育するこどもに対して第一番に責任及び義務があることを自覚し、こどもの権利の保障に努めます。

（市民の役割）

第５条　市民は、こどもの権利を尊重し、こどもにかかわる場や機会においてこどもの権利の保障に努めます。

（学びや育ちの施設関係者の役割）

第６条　学びや育ちの施設の設置者、管理者及び職員(以下「学びや育ちの施設関係者」といいます。)は、学びや育ちの施設においてこどもの権利の保障に努めます。

（事業所の役割）

第７条　事業所は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育ての両立ができるよう、職場環境の整備に努めます。

第２章　人間として大切なこどもの権利

（大切なこどもの権利）

第８条　この章に規定する権利は、人間として生きるために特に大切な権利として尊重され守られなければなりません。そのために、こどもは適切な支援を受けることができます。ただし、自分の権利と同じように、他人の権利を大切に守る責任を持つことが必要です。

（安心して生きる権利）

第９条　こどもは、安全に安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

（１）　いのちが守られ、尊重されること。

（２）　愛情と理解をもって育まれること。

（３）　あらゆる差別を受けないこと。

（４）　虐待及び体罰を受けず、放置されないこと。

（５）　いじめを受けないこと。

（６）　健康であり続け、適切な医療が受けられること。

（７）　平和と安全な環境（かんきょう）の下で生活できること。

（よりよく育つ権利）

第10条　こどもは、社会の中で一人の人間としてよりよく育つために、主として次に掲げる権利が保障されます。

（１）　個性や自分らしさが認められること。

（２）　学び、遊び、スポーツ、文化芸術活動等様々な体験ができ、希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かってのびのびと挑戦できること。

（３）　自分に関することを一人一人の発達段階に応じて決めること。

（４）　ゆとりとやすらぎの時間、場所をもつこと。

（５）　成長に必要な情報（じょうほう）を得ること。

（６）　生まれ育った環境、国籍、性別、宗教、障がいの有無等の違いにかかわらず、その多様性が尊重されること。

（守り、守られる権利）

第11条　こどもは、自分を守り、守られるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

（１）　身体的虐待、性暴力、ネグレクト、心理的外傷、いじめその他のあらゆる権利の侵害（しんがい）から逃（のが）れられること。

（２）　ヤングケアラーである状態、貧困その他の健やかに育つことを妨（さまた）げる状況（じょうきょう）から守られること。

（３）　秘密が守られ、誇（ほこ）りを傷（きず）つけられないこと。

（４）　障がいのあるこどもが、自信を持ち、積極的に社会参加ができるように図（はか）られること。

（５）　こどもであることをもって不当な扱（あつか）いを受けないこと。

（６）　適切な情報を得ることができ、有害な情報や危険な環境から守られること。

（社会へ参加する権利）

第12条　こどもは、社会へ参加するために、主として次に掲げる権利が保障されます。

（１）　信頼されるとともに、自分の意見をはっきり言うことができ、それが尊重されること。

（２）　自分を自由に表現すること。ただし、他人の権利を侵害しない場合や社会の決まりに反しない場合に限られます。

（３）　仲間をつくり、集うこと。

（４）　社会参加に際し、適切な支援が受けられること。

第３章　基本となる施策

（こどもの居場所づくり）

第13条　市は、こどもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保全に努めるとともに、こどもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めます。

２　市は、保護者、市民、学びや育ちの施設関係者及び事業所と連携し、多様なこどもの居場所づくりを推進するとともに、こどもを犯罪、事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境の整備に努めます。

３　市は、こどもが自分に合った居場所を見つけ、利用することができるよう必要な支援に努めます。

（虐待及び体罰の防止）

第14条　市は、虐待、体罰の防止のため、必要な体制の整備、関係機関との連携の強化、広報等に努めます。
２　市は、虐待、体罰の早期発見に努め、虐待、体罰を受けたこどものケア等、適切な支援に努めます。
３　市は、虐待、体罰の被害者又は発見者が、通報又は相談しやすい環境の整備に努めます。
（いじめへの対応）
第15条　市は、いじめを防止するため、すべての市民に必要な理解が広まるよう努めるとともに、いじめがあったときは速やかに解決するため、保護者、学びや育ちの施設関係者や地域の人たちと連絡をとり、協力しながらその支援に努めます。
（切れ目のない子育て支援）
第16条　市は、こどもの健やかな成長のため、妊娠、出産及び子育てへの切れ目のない支援を行います。
２　市は、すべてのこどもが安心して成長し、学び、生活することができるよう、幼児期から学齢期への移行に際し、保護者及び学びや育ちの施設関係者と連携し、こどもの発達及び成長の過程に応じた切れ目のない支援を行います。
（こどもの社会参加）
第17条　市は、保護者、市民、学びや育ちの施設関係者及び事業所とともに、こどもの社会参加の機会の確保に努めます。
２　市は、こどもの意見を聴くためにこども会議を開催します。
３　市は、こども会議が自主的かつ自発的に運営されるよう支援し、こどもの総意としてまとめられた意見を尊重し、その実現に努めます。

第４章　権利の救済

（相談と救済）
第18条　市は、こどもの権利侵害に対するこども自身からの相談や保護者からのこどもについての相談に対し、速やかで適切な救済を組織的に行うよう努めます。
２　市は、保護者、学びや育ちの施設関係者等と連携し、相談及び救済のために必要な措置を講じ、状況の改善に努めます。

第５章　権利の推進に向けて

（推進計画）
第19条　市長は、こどもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、魚津市こどもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。
２　市長は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に規定する魚津市こどもの権利委員会の意見を聴きます。
（こどもの権利委員会）
第20条　市は、こどもの権利に関する施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、魚津市こどもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。
２　権利委員会は、前条第２項に定めるもののほか、市長等からの相談を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、こどもの権利の保障状況について調査や審議を行います。
３　権利委員会の組織及び運営に関し必要なことは、規則で定めます。
（提言やその措置）
第21条　権利委員会は、前条第2項の調査や審議の結果を市長等に報告し、提言します。
2　市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第６章　雑則

（委任）

第22条　この条例の施行に関し必要なことは、市長等が別に定めます。